

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第十回）

議 事 要 旨

1. 日時：平成20年4月10日（木）、10：00～12：10
2. 場所：総務省10階 1002会議室
3. 出席者：（委員）塩野宏（座長）、内山英世、角紀代恵、阪田雅裕、森戸英幸、
柳瀬康治、山本隆司（敬称略、五十音順）
（総務省）藤井人事・恩給局長、阪本人事・恩給局次長、田家総務課長、
中島参事官、境参事官

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 「中間とりまとめ（案）」についての議論
- (3) 閉会

5. 議事概要

- (1) 「中間とりまとめ（案）」についての議論

事務局から、資料の説明がなされた後、議論が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 「支給制限・返納の法的な根拠」について、そもそも最初に述べるべきかという議論もあるだろうが、現行制度だけでなく新しく設けられる制度についても説明が可能となるような根拠をまず述べた上で、新しい支給制限・返納制度について述べるという構成をとるべきではないか。
- ・ パブコメにかけることを考えると、「支給制限・返納の法的な根拠」についての記述が全体のバランスからみて充実しすぎているのではないか。この議論はすべての項目の議論で出てくるので、それぞれの項目で盛り込めばよいのではないか。「退職手当の性格」についての記述が簡潔なこととも均衡を失っているのではないか。
- ・ 「支給制限・返納の法的な根拠」の部分は、パブコメに付すには内容的に難しいかもしれない。しかし、本人が死亡した場合の遺族からの返納など、退職手当の支給制限・返納という問題の本質が難しいことを示すためには必要ではないか。
- ・ 問題の難しさを示す必要があるという意見に賛成である。この検討会は、公務員の不幸事をきっかけに、ある種の方向性を念頭に置いたような国民の声を受けて開催されたが、検討会で結論を出すには、それなりの根拠があるから制度を設けるということを示す必要があると思う。一方で、中間とりまとめがパブコメに付すものであることを考えると、「支給制限・返納の法的な根拠」の部分のボリュームが大きすぎると、退職手当制度の在り方を根本的に見直すように深読みもできてしまい、この検討会の検討対象である支給制限・返納という範囲を超えてしまうような気がする。
- ・ 遺族への支給制限・相続人からの返納について、退職手当を受け取る地位・権利に対する処分として構成する考え方が紹介されているが、この考え方は非常に難しいのではないか。
- ・ 「懲戒免職に値する行為」についてあらかじめ網羅的に記述することは困難であるので、そのような行為にあてはまるものは何かということについてパブコメで意見を募集するというのも一つのアイデアではないか。パブコメで意見をもらいたい部分についてはその趣旨が分かるような書きぶりにすべきではないか。
- ・ 懲戒免職に値する行為を理由とする返納制度について、すでに退職手当が費消されていることを留意するというのは、支給制限の場合であれば全額不支給となる

ものについて、返納の場合は一部返納で済ますことも認めるという趣旨か。

- ・ これまでの「検討項目・論点」についての議論では、退職後の非違行為について返納事由の対象とするか結論が出ていなかったが、パブコメにおいて議論を分散させすぎないようにするため、「中間とりまとめ」では、退職後の非違行為は返納事由の対象としないとするのでよいのではないか。
- ・ 「一部支給制限制度の在り方」について、一部支給制限制度の創設ありきで議論を進めているわけではなく、支給制限のあり方を検討した結果として一部支給制限制度の必要性を論じているのだから、タイトルとしては、「支給制限の在り方」くらいがいいのではないか。
- ・ 一部支給制限制度の導入と現行の調整額不支給制度の廃止との関係が不明確なので、何故、新制度導入により、調整額不支給制度を廃止とするのか、つながりを明確に書くべき。
- ・ 結論としては、現行の調整額不支給制度を廃止するのだから、懲戒免職以外の懲戒処分を受けた場合の支給制限・返納は行わないということを明示的にかくべきではないか。
- ・ 「退職後、職員本人が死亡した場合に、すでに支給した退職手当を相続人から返納させる制度の導入は慎重に検討すべき」と主張する理由について、「返納命令の執行が困難」とは手続上の問題であり、遺族や相続人が費消してしまったこととは異なる次元の問題であることが明確にわかるような書きぶりにすべき。
- ・ 検討会での議論をオープンにしてパブコメに付すという意味では、強制的な制度ではなく自主的返納を促し、遺族や相続人の判断に任せるべきという意見についても、四角囲みの中に入れるべきではないか。
- ・ 「返納命令を行い得る期間」に関する記述について、まず、期間の限定を設ける必要性について論じた上で、設けるとすれば具体的な期間をどれくらいにするかという流れで書くべきではないか。
- ・ 返納命令を行い得る期間の起算時点については、退職（退職手当の支給）の日とすることでよいのではないか。
- ・ 「支給制限・返納の手続」については、手続きの適正性確保の観点から、各省共通の機関の関与が適当であり、機関の在り方としては、行政法的には、裁決機関型が望ましいが、懲戒処分との均衡等の観点からは諮問機関型とするのが適当であるという結論でよいのではないか。
- ・ 諮問機関の機能として、調査、事実認定、事例の蓄積があるとのことだが、運用上のことなのか法律上規定すべきものなのか判断としない。指針を示す主体や処分例の取りまとめを行う主体はどこなのか明確にすべきではないか。
- ・ 「処分例の取りまとめ」では一般の人には分かりにくいので、処分権者である各省大臣に対して退職手当制度所管大臣への通知を義務付けるというような書きぶりにしてはどうか。

(2) その他

- ・ 次回は、平成20年4月18日（金）に開催することとなった。
- ・ 本日の議論に基づき修正した案を次回会合資料として提出し、次回で中間とりまとめに関する議論を終了し、取りまとまったものをパブコメに付すこととなった。

以上

なお、以上の内容は、総務省人事・恩給局の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。